

## 令和5年度家賃額の算定について（お知らせ）

市営住宅へ入居されている**個人事業主**で、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、国・県市から事業者向け（持続化給付金、感染拡大防止協力金等）の給付を受けられ、一時的に所得が上がった方は、給付金等を除いた所得金額で市営住宅の家賃を更正できる場合がございます。該当される方は市営住宅課までご相談ください。

**※更正申し立ての期限は令和5年3月31日となりますので、早めにご相談ください。**

那覇市まちなみ共創部 市営住宅課  
指定管理者 株式会社レキオス  
電話 098 (951) 3242